

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 秦 尚裕

生活保護受給者における医療情報の取扱いについて

平素より本市の生活保護行政にご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

ご承知のとおり、生活保護の医療扶助の実施にあたって、社会保険等の他の制度に準じて取扱いをしている点がありますが、生活保護制度は、国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならないという原則において、他制度と基本的な差異があることに留意して実施の適正を期することとなっております。さらに、医療扶助の実施にあたり、福祉事務所と被保護者の関係のほか、医療扶助の特質から、指定医療機関等との関係が必然かつ頻繁に生じ、これらの関係が相互信頼の基礎の上に立たない限り、医療扶助の適正な実施を確保することができないため、被保護者および指定医療機関等に対して、十分な指導、連絡、または協力依頼を行なうこととなっています。

先般、福祉事務所より指定医療機関に対し、被保護者の医療扶助にかかる内容を確認させていただいた際、「個人情報につき回答できません」と言った対応があり、医療扶助を適応すべきか判断ができない状況に至りました。福祉事務所は被保護者の病状等必要な事項（例 頻回受診者や長期入院患者などの病状把握、複数の医療機関から向精神薬の処方を受けている患者の受診指導、就労の可否等）の確認を適宜行なう必要があり、主治医の意見を参考に被保護者へ指導を行なうこととなっています。指定医療機関においては、医療扶助の実施を委託している被保護者の身体状況、病状、療養上の問題点等を確認させていただく場合がありますが、これについては生活保護法の目的を達成するためのものであり、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありません。

よって、生活保護における医療扶助の適正実施行なうためにも、指定医療機関との密な連携は必要不可欠であるため、ご理解いただき、今後ともご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

<参考>『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド』に関するQ&A(事例集) 平成29年5月30日(令和2年10月一部改正) (厚生労働省)

Q4-29 生活保護法に基づき行なわれる、指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状調査とはどのようなものですか。また、本人の同意を得なくても、回答することは可能でしょうか。

A4-29 福祉事務所が指定医療機関に対し、現に生活保護を受給している者について、その

- ・稼働能力の有無や程度の判断
- ・医療扶助等生活保護費の給付の必要性や程度の判定

等、生活保護の決定・実施及び自立助長・指導のために必要な医学的知見を求める調査のことをいいます。

この病状調査は、生活保護法第50条及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づくものであり、指定医療機関はこれに応じる義務があるものであって、第三者提供の例外規定のうち「法令に基づく場合」に該当するので(個人情報保護法第23条第1項第1号)、医療機関は本人の同意を得ずに当該調査に対して回答することができます。

<問い合わせ>

生活福祉課 医療担当班 榎木、佐野
電話 097-537-5621 (直通)